
資料

(1) 令和元年度策定時の策定体制

①策定委員会

小牧市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成30年3月26日
29小都第1091号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に関し、必要な事項を検討するため、小牧市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し、必要な事項について調査及び検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業、商工業その他都市計画マスタープランの検討において関連が認められ

る市内の団体に所属する者

(3) 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(4) 愛知県職員

(5) 市長公室長

(6) 地域活性化営業部長

(7) 都市政策部長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から小牧市都市計画マスタープランの策定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

小牧市都市計画マスタープラン策定委員名簿

委員資格	平成30年度		令和元年度	
	氏名	役職	氏名	役職
学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	大塚 俊幸	中部大学教授
学識経験者	萩原 聡央	名古屋経済大学教授	萩原 聡央	名古屋経済大学教授
学識経験者	生田 京子	名城大学准教授	生田 京子	名城大学教授
関連団体に 所属する者	長田 宏	尾張中央 農業協同組合	長田 宏	尾張中央 農業協同組合
関連団体に 所属する者	名和 千博	小牧商工会議所	名和 千博	小牧商工会議所
関連団体に 所属する者	酒井 美代子	小牧市女性の会	酒井 美代子	小牧市女性の会
市民代表	小柳 松夫	桃ヶ丘第1区長 (地区会長(連合会長))	細 敏雄	南岩崎台区長 (地区会長(連合会長))
市民代表	水谷 勉	小牧原街道区長 (地区会長)	小柳 松夫	桃ヶ丘第1区長 (地区会長)
市民代表	舩橋 武男	三ッ淵区長 (地区会長)	岸 伸行	上新町区長 (地区会長)
市民代表	舟橋 雅彦	本庄台区長 (地区会長)	佐橋 均	村中区長 (地区会長)
愛知県 職員	片山 貴視	愛知県 都市計画課長	片山 貴視	愛知県 都市計画課長
愛知県 職員	林 克生	尾張建設事務所 企画調整監	林 克生	尾張建設事務所 企画調整監
行政機関 の職員	小塚 智也	市長公室長	小塚 智也	市長公室長
行政機関 の職員	小林 直浩	地域活性化営業部長	小林 直浩	地域活性化営業部長
行政機関 の職員	渡辺 学	都市建設部長 (都市整備担当)	前田 勝利	都市政策部長

策定経緯

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 30 年度 第 1 回	開催日時 平成 30 年 8 月 1 日（水） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）14 名（0 名） 議 題 （1）委員長の選出について （2）職務代理者の指名について （3）会議の公開について （4）小牧市都市計画マスタープランの改定について
平成 30 年度 第 2 回	開催日時 平成 30 年 11 月 9 日（金） 午後 2 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）11 名（0 名） 議 題 （1）市民アンケート調査の結果について （2）ワーキンググループの検討状況について （3）全体構想（案）について
平成 30 年度 第 3 回	開催日時 平成 31 年 2 月 15 日（金） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）12 名（0 名） 議 題 （1）全体構想（案）について（将来都市構造、都市づくりの方針等） （2）地域別構想における地域区分（案）について
令和元年度 第 1 回	開催日時 令和元年 11 月 8 日（金） 午後 3 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）12 名（0 名） 議 題 （1）全体構想（案）に関するパブリックコメントの実施結果について （2）地域別構想の策定状況について
令和元年度 第 2 回	開催日時 令和元年 12 月 23 日（月） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）13 名（0 名） 議 題 （1）小牧市都市マスタープランの改定案について

②策定部会

小牧市都市計画マスタープラン策定部会設置要綱

平成30年3月26日
29小都第1092号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に関し、市内の関係する部署の連携を図り、かつ、必要な事項の調査、研究等をするため、小牧市都市計画マスタープラン策定部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、都市計画マスタープランの策定に関し、必要な事項について調査し、及び研究し、並びに都市計画マスタープランの素案の検討をする。

(組織等)

第3条 部会は、部会員24人以内で組織する。

2 部会員は、別表に掲げる者をもって充て、市長が任命する。

3 部会員の任期は、任命の日から小牧市都市計画マスタープランの策定の完了の日までとする。

(会長)

第4条 部会に会長を置き、都市政策部次長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 部会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 部会員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

4 部会は、第2条の事務を遂行するため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する部会員の任期の満了の日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 都市政策部次長
- (2) 市長公室秘書政策課職員
- (3) 総務部資産管理課職員
- (4) 総務部危機管理課職員
- (5) 地域活性化営業部シティプロモーション課職員
- (6) 地域活性化営業部農政課職員
- (7) 地域活性化営業部商工振興課職員
- (8) 地域活性化営業部企業立地推進課職員
- (9) 市民生活部市民安全課職員
- (10) 市民生活部環境対策課職員
- (11) 市民生活部ごみ政策課職員
- (12) 健康福祉部福祉総務課職員
- (13) こども未来部こども政策課職員
- (14) 建設部道路課職員
- (15) 建設部河川課職員
- (16) 建設部建築課職員
- (17) 都市政策部都市計画課長
- (18) 都市政策部東部まちづくり推進室職員
- (19) 都市政策部都市整備課職員
- (20) 都市政策部みどり公園課職員
- (21) 都市政策部区画整理課職員
- (22) 上下水道部上下水道経営課職員
- (23) 上下水道部上下水道施設課職員
- (24) 教育委員会事務局教育総務課職員

小牧市都市計画マスタープラン策定部会 部会員名簿

平成 30 年度			令和元年度		
部署	氏名	役職	部署	氏名	役職
都市建設部次長 (都市整備担当)	小川 尋典	次長	都市政策部次長	鵜飼 達市	次長
市長公室 秘書政策課	安藤 誠	係長	市長公室 秘書政策課	安藤 誠	係長
総務部 資産管理課	中村 耕一	係長	総務部 資産管理課	中村 耕一	係長
〃 危機管理課	大野 将嗣	課長補佐	〃 危機管理課	鈴木 隆行	係長
地域活性化営業部 シティプロモーション課	堀田 幸子	課長補佐	地域活性化営業部 シティプロモーション課	長谷川 愛	係長
〃 農政課	藤田 益雄	係長	〃 農政課	藤田 益雄	係長
〃 商工振興課	岡田 信明	係長	〃 商工振興課	岡田 信明	係長
〃 企業立地推進課	服部 真幸	係長	〃 企業立地推進課	服部 真幸	係長
市民生活部 市民安全課	内堀 知美	係長	市民生活部 市民安全課	内堀 知美	係長
〃 環境対策課	梅村 知成	係長	〃 環境対策課	梅村 知成	係長
〃 ごみ政策課	長谷川 宏	係長	〃 ごみ政策課	長谷川 宏	係長
健康福祉部 福祉総務課	倉知 昌孝	係長	健康福祉部 福祉総務課	倉知 昌孝	係長
こども未来部 こども政策課	山田 公一	係長	こども未来部 こども政策課	山田 公一	係長
都市建設部 道路課	河内 勝義	課長補佐	建設部 道路課	河内 勝義	課長補佐
〃 河川課	佐橋 浩二	係長	〃 河川課	佐橋 浩二	係長
〃 建築課	白木 清	係長	〃 建築課	白木 清	係長
〃 都市政策課長	永井 浩仁	課長	都市政策部 都市計画課長	永井 浩仁	課長
〃 みどり公園課	泉 勝彦	課長補佐	〃 東部まちづくり推進 室	横井 久志	係長
〃 区画整理課	杉山 英之	係長	〃 都市整備課	大澤 正人	係長
上下水道部 上下水道経営課	石田 哲也	係長	〃 みどり公園課	丹羽 智則	課長補佐
〃 上下水道施設課	早稲田 宏	係長	〃 区画整理課	杉山 英之	係長
教育委員会事務局 教育総務課	林 孝政	係長	上下水道部 上下水道経営課	石田 哲也	係長
			〃 上下水道施設課	早稲田 宏	課長補佐
			教育委員会事務局 教育総務課	林 孝政	係長

策定経緯

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 30 年度 第 1 回	開催日時 平成 30 年 7 月 23 日（月） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）20 名 議 題 （１）職務代理者の指名について （２）小牧市都市計画マスタープランの改定について （３）ワーキンググループの設置について
平成 30 年度 第 2 回	開催日時 平成 30 年 12 月 7 日（金） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）18 名 議 題 （１）市民アンケート調査の結果について （２）ワーキンググループの検討状況について （３）全体構想（案）について

③市民アンケート調査の概要

(1)調査の目的

小牧市都市計画マスタープランの改定にあたり、市民の意見を反映しながら、本市の目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を検討するため、市民アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象及び調査方法

項 目	内 容
調査対象	小牧市在住の 18 歳以上の方の中から無作為に抽出した 3,000 人
調査方法	郵送による配付、回収
調査時期	調査票の発送：平成 30 年 8 月 24 日（金） 回答期限：平成 30 年 9 月 10 日（月）

(3)配布数及び回収結果

配布数	回収数	回収率
3,000	1,566	52.2%

(4)調査項目

項目	設問
お住まいの地区の生活環境に対する評価や地区の将来像について	問 あなたがお住まいの地区の環境や日常生活に関する項目についてどの程度満足されていますか。また、今後、どの程度重要だと思いますか。 問 あなたがお住まいの地区で、魅力や愛着、誇りを感じ、『今後大切に守っていききたいものや取り組み』、『まちづくりに積極的に活用できそうなものや取り組み』があれば、ご自由にお書きください。 問 あなたは、概ね10年～20年後、お住まいの地区がどのような地域になればよいとお考えですか。
小牧市の中心部の今後のまちづくりの方向性について	問 小牧市では、小牧駅周辺から市役所・小牧山周辺にかけての地域を中心拠点と位置づけ、にぎわいと活気に満ちた本市の顔にふさわしいまちづくりを進めていますが、あなたは、どのようなまちづくりが必要だとお考えですか。
定住・住み替え意向について	問 あなたは、現在お住まいの場所に今後も住み続けたいとお考えですか。 問 （「他の場所へ住み替えたい」を選ばれた方へおたずねします。）あなたは、どこへ住み替えたいとお考えですか。
市街化調整区域の農地や山林の使い方について	問 あなたは市街化調整区域に農地（田畑）や山林を所有されていますか。 問 （「所有している」を選ばれた方へおたずねします。）今後、あなたがお持ちの農地等（全部または一部）について、どのような使い方を考えていますか。
まちづくりに対する市民参加の意向について	問 今回の都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のみなさまと今後のまちづくりを考える市民懇談会の開催を平成31年度に予定しています。このような会議に参加したいとお考えですか。

④市民懇談会

(1)実施の目的

小牧市都市計画マスタープランの改定にあたり、地域ごとのまちづくりのあり方を検討し、より市民に身近な計画を作成するため、市民懇談会を開催しました。

市民懇談会では市全域を4つの地域に区分し、参加者がお住まいの地域ごとのグループに分かれ、地域の問題点や課題などの意見を出し合いながら、まちづくりのアイデアをまとめていただきました。

(2)参加者募集の概要

応募資格	小牧市在住の方で、原則、3回の懇談会すべてに参加できる方
募集期間	平成31年4月1日（月）から令和元年5月9日（木）
応募方法	持参・郵送・ファックス・電子メールにて受付

(3)参加者（計34名）

地域	中南部	西部	北部	東部
人数	11名	5名	7名	11名

⑤パブリックコメント

(1)周知方法

- ・広報こまき（令和元年9月15日号）及び市ホームページに実施を掲載
- ・「小牧市都市計画マスタープラン 全体構想（案）」を市の各施設（都市計画課、市役所情報公開コーナー、東部・味岡・北里の各市民センター）に設置するとともに市ホームページに掲載

(2)意見募集期間

令和元年9月17日(火) から10月17日(木) まで

(3)意見提出方法

意見提出用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、メール又は都市計画課へ直接持参

(4)意見提出状況

4名より計7件（ファックス1名、メール3名）

(5)提出された意見と市の考え方

No	意見	意見に対する市の考え方
1	現行都市計画マスタープランの「みどり（公園・緑地等）の方針」また「緑の基本計画」に「コマキ緑の+α計画」の記述がありますが、今回の都市計画マスタープラン（案）は、この語が消えています。緑に対する姿勢が後退した印象を受けますが、取りやめるのでしょうか。 濃尾平野を東西に樹林帯が横断するグリーンベルトの実現のため、植樹の奨励、空き地の樹林化、市街化区域外等にある住居の移動誘導等の政策や制度設計があればと思います。 地球温暖化が叫ばれる中、ヒートアイランド現象や水害の軽減・抑制の一要素として、また人々の健康や生活の潤いづくりの一要素として、緑に対する考え方の転換が求められる時代になってきていると思います。 保全が中心ではなく、回復、または拡充、活用の視点が必要と思います。	都市計画において、みどり（公園・緑地等）については、極めて重要な構成要素であると考えています。 現行の都市計画マスタープランは、平成21年度に改定しましたが、平成28年度に中間見直しを行っております。ご指摘の記述内容については、「小牧市緑の基本計画」を平成24年3月に策定したことから、この際に記述したものであります。 「小牧市緑の基本計画」は、計画終期が令和2年度でありますので、今年度より改定作業を進めています。 こうしたことから、「小牧市都市計画マスタープラン全体構想（案）」における「みどり（公園・緑地等）の方針」については、基本的な事項の記述にとどめたものであります。 なお、いただいたご意見については、「小牧市緑の基本計画」の改定において、参考とさせていただきます。
2	木曽川水系等の氾濫による濃尾平野全域に起こる洪水の可能性について心構えや対処も視野に入れておく必要性を感じます。	本市西部の一部区域は、木曽川水系木曽川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）となっております。 このため、いただいたご意見や昨今の全国各所における甚大な災害発生状況を鑑み、都市計画におきましても調査及び研究が必要な事項であると考えています。

No	意見	意見に対する市の考え方
3	藤島地区に予定されている地域拠点については、速やかな事業化を願います。	地域拠点とは、商業、生活サービス、医療・福祉、行政等、日常生活に必要な機能が集積した、地域での暮らしを支える拠点の形成を目指すものです。 このため、「小牧市都市計画マスタープラン全体構想（案）」に位置付けた地域拠点については、藤島地区に限ることなく各々必要な検討を進め、早期に事業推進を図る必要があると考えています。
4	地域拠点（藤島地区）と小牧・岩倉を結ぶバス路線も、できれば増便してほしい。	藤島地区を含めた本市西部地域と名鉄犬山線を結ぶ公共交通の充実を図るため、間内駅から藤島地区を経由し名鉄犬山線岩倉駅へ接続する路線の開設を本市から名鉄バス株式会社に要請し、平成 26 年 8 月から運行しています。この路線の利用状況は、開設当初から横ばいであり、当初目標の利用者数に未だ達していません。 こうしたことから、現時点では、本市から名鉄バス株式会社に増便を要請することは難しい状況でありますので、今後、多くの方々にご利用いただきたいと考えています。
5	文化財の保護（景観形成）について、市内の指定文化財、特に市指定有形文化財の数が隣接市町に比べ少なすぎる気がします。積極的な文化財指定を行ってほしいと思います。 また、「清流亭の藤」について、料亭廃業後の維持がなっていないので、然るべき対応をお願いします。	市指定文化財につきましては、文化財の所有者や管理者等からの申し出を受け、小牧市教育委員会事務局において小牧市文化財保護審議会での調査・審議を経て指定されます。 このため、都市計画において景観は重要な構成要素であり、その中で、文化財の保護は有効な施策の一つでありますので、「清流亭の藤」を含めまして、いただいたご意見につきましては、所管する本市教育委員会事務局に伝えさせていただきます。

No	意見	意見に対する市の考え方
6	市内で不足する用地を補う産業候補ゾーンの対象として、物流施設の適用範囲を拡大した今回の全体構想案は、将来の都市づくりにおいても有効であると考え、賛同いたします。 産業候補ゾーンへの円滑な企業立地が図れるよう、市側でも地区計画制度の活用などによる時代の要請に合致した産業立地を推進する制度の整備、運用体制の確立をお願いいたします。	産業候補ゾーンにおける新たな産業地の形成については、土地利活用の熟度が高まった場合には、円滑に土地利活用が図れるよう関係機関と調整を進めてまいります。
7	近年益々人口減少が進み、財政状況が厳しくなり、道路整備を取り巻く社会経済状況が変化しており、時代の流れに対応した都市計画道路の見直しが求められている。 このような状況の中、長期未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため「愛知県都市計画道路見直し方針」が示された。 都市計画マスタープランにおいても都市計画道路見直し方針を反映してください。	都市計画道路の未整備路線については、昨年度、「愛知県都市計画道路見直し方針」に基づき、本市においても必要性、実現性及び代替道路について再検証を行いました。 その結果、該当路線は本市まちづくりの骨格を成す都市計画道路であり、市内の渋滞解消と安全性及び利便性の向上に資することなどから、変更及び廃止は行わないこととしました。

(2) 令和6年度改定時の策定体制

①改定委員会

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画

改定委員会設置要綱

〔令和5年5月1日〕
5小都計第189号

(設置)

第1条 小牧市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び小牧市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の見直しを行うため、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しのために必要な事項について調査及び検討し、改定案を作成する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業、商工業その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の検討において関連が認められる市内の団体に所属する者

(3) 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(4) 愛知県職員

(5) 市長公室長

(6) 建設部長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会
委員名簿

委員資格	令和5年度		令和6年度	
	氏名	役職	氏名	役職
学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 名誉教授	増田 昇	大阪府立大学 名誉教授
学識経験者	磯部 友彦	中部大学教授	磯部 友彦	中部大学教授
学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	大塚 俊幸	中部大学教授
学識経験者	生田 京子	名城大学教授	生田 京子	名城大学教授
関連団体に 所属する者	瀬瀬 昌章	尾張中央農業協同組合	瀬瀬 昌章	尾張中央農業協同組合
関連団体に 所属する者	秦野 利基	小牧商工会議所	秦野 利基	小牧商工会議所
関連団体に 所属する者	酒井 美代子	小牧市女性の会	酒井 美代子	小牧市女性の会
市民代表	井上 貴久夫	元町区長 (西部地域)	井上 貴久夫	元町区長 (西部地域)
市民代表	水原 正一	本庄区長 (北部地域)	山盛 英二	本庄区長 (北部地域)
市民代表	鈴木 勝治	東町区長 (中南部地域)	西坂 隆夫	東町区長 (中南部地域)
市民代表	塚田 公二	城山第5区長 (東部地域)	塚田 公二	城山第5区長 (東部地域)
愛知県 職員	伊藤 慎悟	愛知県都市計画 課長	伊藤 慎悟	愛知県都市計画 課長
愛知県 職員	廣瀬 克夫	尾張建設事務所長	神谷 孝明	尾張建設事務所長
行政機関 の職員	笹原 浩史	市長公室長	笹原 浩史	市長公室長
行政機関 の職員	前田 多賀彦	建設部長	前田 多賀彦	建設部長

策定経緯

回数	開催日時・出席人数・議題
令和5年度 第1回	開催日時 令和5年7月21日（金） 午前10時00分から 出席人数（傍聴人数）15名（0名） 議 題 （1）委員長の選出について （2）委員長の職務代理者の指名について （3）会議の公開について （4）小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画の改定について
令和5年度 第2回	開催日時 令和5年11月29日（水） 午前10時00分から 出席人数（傍聴人数）10名（0名） 議 題 （1）立地適正化計画の改定について （2）市民アンケート調査の結果について （3）都市計画マスタープランの改定について
令和5年度 第3回	開催日時 令和6年3月5日（火） 午後2時00分から 出席人数（傍聴人数）15名（2名） 議 題 （1）立地適正化計画の改定について ①防災指針について ②都市機能誘導施設（保育園、幼稚園）の位置づけについて （2）都市計画マスタープランの改定について ①桃花台地区の土地利用について ②産業候補地区の見直しについて
令和6年度 第1回	開催日時 令和6年7月30日（火） 午後2時30分から 出席人数（傍聴人数）15名（0名） 議 題 （1）小牧市都市計画マスタープランの改定について （2）小牧市立地適正化計画の改定について
令和6年度 第2回	開催日時 令和6年10月4日（金） 午前10時00分から 出席人数（傍聴人数）14名（4名） 議 題 （1）小牧市都市計画マスタープランの改定について （2）小牧市立地適正化計画の改定について

②改定部会

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画

改定部会設置要綱

〔令和5年5月1日〕
〔5小都計第190号〕

（設置）

第1条 小牧市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び小牧市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の見直しに関し、庁内の関係する部署の連携を図り、かつ、必要な事項の調査、研究等をするため、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに関し、必要な事項について調査し、及び研究し、並びに都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定素案の検討をする。

（組織等）

第3条 部会の委員は、都市政策部長及び次長の職にある者のうちから市長が指名する者をもって充てる。

2 部会に会長を置き、都市政策部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

5 部会員の任期は、任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の完了の日までとする。

（会議）

第4条 部会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 部会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 部会員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

4 部会は、第2条の事務を遂行するため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、第 3 条第 5 項に規定する部会員の任期の満了の日をもってその効力を失う。

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定部会
部会員名簿

令和5年度			令和6年度		
部署	氏名	役職	部署	氏名	役職
都市政策部	鶴飼 達市	部長	都市政策部	鶴飼 達市	部長
市長公室	駒瀬 勝利	次長	市長公室	駒瀬 勝利	次長
総務部	舟橋 知生	次長	総務部	小川 正夫	次長
地域活性化営業部	三品 克二	次長	地域活性化営業部	伊藤 加代子	次長
市民生活部	小川 正夫	次長	市民生活部	落合 健一	次長
健康生きがい 支え合い推進部	落合 健一	次長	健康生きがい 支え合い推進部	小川 真治	次長
福祉部	小川 真治	次長	福祉部	山本 格史	次長
こども未来部	伊藤 加代子	次長	こども未来部	野田 弘	次長
建設部	竹内 隆正	次長	建設部	堀場 武	次長
都市政策部	堀場 武	次長	都市政策部	舟橋 朋昭	次長
上下水道部	笹尾 拓也	次長	上下水道部	三品 克二	次長
教育委員会事務局	矢本 博士	次長	教育委員会事務局	矢本 博士	次長

策定体制

回数	開催日時・出席人数・議題
令和5年度 第1回	開催日時 令和5年7月10日（月） 出席人数 12名 議 題 （1）小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画の改定について
令和5年度 第2回	開催日時 令和5年11月22日（水） 出席人数 11名 議 題 （1）立地適正化計画の改定について ・防災指針について ・都市機能誘導施設の変更について （2）市民アンケート調査の結果について （3）都市計画マスタープランの改定について ・産業候補地区の見直しについて
令和5年度 第3回	開催日時 令和6年2月15日（木） 出席人数 10名 議 題 （1）立地適正化計画の改定について ・防災指針について ・都市機能誘導施設の変更について （2）都市計画マスタープランの改定について ・桃花台の土地利用について ・産業候補地区の見直しについて
令和6年度 第1回	開催日時 令和6年7月16日（火） 出席人数 12名 議 題 （1）都市計画マスタープランの改定について （2）立地適正化計画の改定について ・各計画の素案について
令和6年度 第2回	書面開催 議 題 （1）都市計画マスタープランの改定について （2）立地適正化計画の改定について ・各計画のパブリックコメント案について

③市民アンケート調査の概要

(1)調査の目的

小牧市都市計画マスタープランの改定にあたり、市民の意見を反映しながら、本市の目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を検討するため、市民アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象及び調査方法

種類	都市計画マスタープラン改定にかかる アンケート調査	都市計画マスタープラン改定にかかる アンケート調査 (東部地域の土地利用について)
調査範囲	市内全域	東部地域
配付数	2,500	1,500
調査対象	調査範囲内に在住の 18 歳以上の方から無作為抽出	
調査方法	郵送による配付、回収	
調査時期	調査票の発送：令和 5 年 9 月 1 日（金） 回 答 期 限：令和 5 年 9 月 20 日（月）	

(3)配布数及び回収結果

種類	配付数	回収数	回収率
都市計画マスタープラン改定にかかる アンケート調査	2,500	1,206	48.2%
都市計画マスタープラン改定にかかる アンケート調査 (東部地域の土地利用について)	1,500	802	53.5%

(4)調査項目

【都市計画マスタープラン改定にかかるアンケート調査】

項目	設問
お住まいの地区の生活環境に対する評価や地区の将来像について	問 あなたがお住まいの地区の環境や日常生活に関する項目についてどの程度満足されていますか。また、今後、どの程度重要だと思いますか。 問 あなたがお住まいの地区で、魅力や愛着、誇りを感じ、『今後大切に守っていききたいものや取り組み』、『まちづくりに積極的に活用できそうなものや取り組み』があれば、ご自由にお書きください。 問 あなたは、概ね10年～20年後、お住まいの地区がどのような地域になればよいとお考えですか。
小牧市の中心部の今後のまちづくりについて	問 小牧市では、都市計画マスタープラン策定後、中心拠点に位置づけた地域において、こども未来館や中央図書館の整備などを進めてきました。また、令和3年度には中心市街地のまちづくりの方向性を示した計画である「小牧市中心市街地グランドデザイン」を策定し、魅力と活力のあるまちなかの形成を目指していますが、あなたは、最近（直近2～3年）でどれくらい小牧駅周辺から市役所・小牧山周辺にかけての地域を訪れる頻度は増えましたか。また何を目的に訪れましたか。 問 「小牧市中心市街地グランドデザイン」では、まちの目指す姿を3つ（訪れたいまち、住みたいまち、活力があるまち）設定しています。3つの目指す姿に対して、現在の中心市街地の姿がどのように映っていますか。
定住・住み替え意向について	問 あなたは、現在お住まいの場所に今後も住み続けたいとお考えですか。 問 （「他の場所へ住み替えたい」を選ばれた方へおたずねします。） あなたは、どこへ住み替えたいとお考えですか。
市街化調整区域の農地や山林の使い方について	問 あなたは市街化調整区域に農地（田畑）や山林を所有されていますか。 問 （「所有している」を選ばれた方へおたずねします。） 今後、あなたがお持ちの農地等（全部または一部）について、どのような使い方を考えていますか。

【都市計画マスタープラン改定にかかるアンケート調査（東部地域の土地利用について）】

項目	設問
お住まいの地区の買い物について	問 あなたがお住まいの地区での買い物状況について、現状にどの程度『満足』していますか。また、今後どの程度『重要』だと思いますか。 問 あなたがお住まいの地区で生活していくうえで、地区内に特に必要だと思う施設や機能は何ですか。 問 日用品の買い物状況について教えてください。 問 日用品以外の買い物状況について教えてください。 問 買い物目的以外で普段よく（月に2～3回以上）行くところを市内外問わず教えてください。ただし、通勤先や通学先は除きます。 問 日用品及びそれ以外のそれぞれの買い物状況に対する満足度について、どのように感じていますか。
東部地域の商業に関する今後のまちづくりの方向性について	問 これからの商業地について、どのように誘導・整備していくべきだとお考えですか。 問 これからの商業の活性化について、今後どのようなまちづくりを行っていくべきだと思いますか。
桃花台線旧車両基地用地の利活用の方向性について	問 現在、桃花台線旧車両基地用地（光ヶ丘六丁目43番地）の一部で月極駐車場、パークアンドライド駐車場(時間貸し駐車場)及び中央道高速バスの送迎用ロータリーとして活用していますが、その他の未利用地をどのように活用すべきかを検討しています。あなたはどのような活用をするべきだと思いますか。
東部振興構想について	問 小牧市では、令和4年3月に、東部地域のまちづくりの指針となる「東部振興構想」を策定しました。現在、東部振興構想の周知を図っていますが、あなたは、東部振興構想が策定されたことをご存じですか。 問 東部振興構想では、「人がつながり、支え合い、チャレンジし続けるまち」を将来像として掲げ、地域住民をはじめ、事業者、各種団体、行政などが連携・協力するまちづくりを目指し、取組を推進していますが、あなたは東部地域でまちづくり活動を行っていますか。 問 現在、小牧市では、地域住民をはじめ、事業者、各種団体、行政などが、つながる場、情報共有する場として登録制の「東部まちづくりプラットフォーム」を立ち上げていることを知っていますか。

④パブリックコメント

(1)周知方法

- ・広報こまき（令和6年11月号）及び市ホームページに実施を掲載
- ・「小牧市都市計画マスタープラン（案）」を市の各施設（都市計画課、市役所情報公開コーナー、東部・味岡・北里の各市民センター、西部・南部の各コミュニティセンター）に設置するとともに市ホームページに掲載

(2)意見募集期間

令和6年11月5日(火) から令和6年12月4日(水) まで

(3)意見提出方法

意見提出用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、メール又は都市計画課へ直接持参

(4)意見提出状況

0件

(5)実施結果の公表

公表期間

冊子（市の各施設）：令和7年1月10日(金)～令和7年4月9日(水)

市ホームページ：令和7年1月10日(金)～令和8年3月31日(火)

(3) 用語解説

【あ行】

愛知の都市づくりビジョン

愛知県における都市計画の基本的方針。

アダプトプログラム

市内の道路、河川、公園などの公共施設を、市民や市民活動団体が愛情と責任を持って清掃などの美化活動を進める制度。

インフラ施設

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、上下水道、送電網、港湾、ダム、通信施設などの産業の基盤となる施設をさす。

雨水貯留施設・雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させたりすることにより、集中的に雨水が流出することを防ぐ施設。

A街区

小牧駅西駅前広場と再開発ビル「ラピオ」の間に位置する開発事業予定区域。

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable（持続可能な）Development（開発）Goals（目標）の略。国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された。2016 年から 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成される。

NPO

Non（非）Profit（利益）Organization（組織）の略。「民間非営利法人組織」のことで、政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【か行】

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

合併処理浄化槽

各家庭において、し尿と台所や風呂などの生活雑排水をあわせて浄化する装置。

幹線道路

都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路。

既成市街地

既に道路が整備され建物が連たんし、一定の人口定着がみられるなどして、市街地が形成されている地域。

既存ストック

本計画では、これまでに整備された都市基盤施設、建築物などの蓄積をさす。

基盤施設

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地、エネルギー供給施設、通信施設、学校、病院など、都市における生活や産業活動の基盤を形成する公共施設のこと。

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、立地適正化計画において居住を誘導すべき区域として定める区域。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

計画的市街地

本計画では、土地区画整理事業等の面的整備が既に施行された、または現在施行中の市街地をさす。

計画密度

都市計画道路の網密度で 1km^2 当たりの延長。

建築協定

市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。

広域交通

本計画では、東名・名神高速道路、中央自動車道などの高規格幹線道路等を利用し、広い範囲の移動を目的とした交通をさす。

公園誘致圏

都市計画運用指針における誘致距離の望ましい基準（街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1km）を基にした圏域。

工業系市街地

本計画では、工業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、準工業地域、工業地域、工業専用地域が定められた市街地をさす。

国土のグランドデザイン 2050

急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すもの。

小牧市地域防災計画

小牧市防災会議が定めた計画で、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害等に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。「地震災害対策計画」と「風水害等災害対策計画」がある。

【さ行】

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主防災組織

地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

市内総生産

市内における企業などの経済活動によって生産された財貨サービスの総額から、原材料などを差し引いた付加価値額。

住居系市街地

本計画では、住宅地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が定められた市街地をさす。

住居系用途地域

本計画では、本市で定められている第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のことをさす。

住居専用系用途地域

本計画では、本市で定められている第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域のことをさす。

集約型都市構造

主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。

準用河川

1級河川及び2級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川。

商業系市街地

本計画では、商業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、近隣商業地域、商業地域が定められた市街地をさす。

新川圏域河川整備計画

河川整備計画は、河川法に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する事項や、維持管理等に関する事項について河川管理者が策定する計画。新川圏域河川整備計画は、愛知県が新川流域において今後概ね 30 年間で実施する河川整備等の内容を定めた計画。

新住宅市街地開発事業

人口の集中の著しい市街地周辺の地域において、健全な住宅市街地を開発するために行われる宅地の造成、造成された宅地の処分や宅地とあわせて整備される公共施設の整備などを行うことを目的とする事業。

シンボルロード

地域の個性を活かした並木の形成、広幅員の歩道の整備、電線類地中化等により、都市の顔にふさわしい質の高い整備が行われた道路。

スプロール

計画的な街路が形成されず、無秩序な開発が行われ虫食い状態に宅地化が進み、郊外に向かって市街地が拡大すること。

スマートインターチェンジ

ETC 専用のインターチェンジ。

生活道路

住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道。

生産年齢人口

15 歳以上 65 歳未満の人口。

生産緑地地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、市街化区域内にある農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園、緑地など公共施設などの敷地に適している 300 m²以上の一団の土地を地区に指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とした地区。

製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計。

【た行】

大規模集客施設

建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。

別表第二（か）項

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。

宅地開発事業

本計画では、開発許可による開発行為のうち 5ha 以上のものをさす。

地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）としての役割を果たすもの。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

地域コミュニティ

区・自治会・小学校単位の活動を含め、一定地域での居住に基づく人々の集団。

地域資源

本計画では、まちづくりに活用できそうな地域固有の自然資源や歴史・文化資源をさす。

地区計画

ある一定のまとまりを持った「区域」を対象に、その区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し、開発し、及び保全するため、施設の整備、建築物等に関する事項をきめ細かく定める都市計画。

地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

駐車場整備地区

商業地域や近隣商業地域内で道路の効用と円滑な道路交通を確保する必要性から、駐車対策を積極的に行うことを目的とした地区。路外駐車場の都市計画決定や整備の推進が図られ、一定規模以上の建築物には、駐車施設の設置が義務づけられている。

超高齢社会

本計画では、65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。なお、高齢社会白書（厚生労働省）では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「本格的な高齢社会」と称している。

D I D

Densely（密集した）Inhabited（人が住んでいる）District（地区）の略。国勢調査で設定された区域で、人口密度が1ha 当り 40 人以上の地区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる区域。

透水性舗装

雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。

道路交通センサス

全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するもので、道路に関する国勢調査ともいえるべきもの。

都市機能誘導区域

医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。小牧市立地適正化計画では、広域的な都市機能を集約する高次都市サービス誘導区域、日常生活に必要となる都市機能を集約する日常生活サービス誘導区域が都市機能誘導区域として定められている。

都市計画区域

都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体的都市として捉える必要がある区域。

都市計画駐車場

都市計画区域内において、道路の路面外に設置されている自動車の駐車のための一般公共の用に供され、都市計画に定められる路外駐車場。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市公園

都市公園法に規定された公園または緑地で、都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。

都市構造

都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系や土地利用、自然環境などの全体的な構成（姿）。

都市的土地利用

主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路などによる土地利用。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市環境の向上を図るために設けられる緑地。

土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする事業。

届出駐車場

都市計画区域内に設置される路外駐車場のうち、駐車場法に基づき設置等にあたって、位置や規模、構造、設備等を届け出る必要がある駐車場。

【な行】

農業集落排水

農業用排水の水質保全・生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目指すため、農業集落におけるし尿及び生活雑排水等の汚水処理施設を整備する事業。

【は行】

ハザード

危険、危険を生じさせるもの又は危険のある地域。

バリアフリー（化）

高齢者や障がい者などが社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除いた状態。一般的に、公共施設や道路などの段差解消や住宅内での障壁が取り除かれた状態として使われる。

附置義務駐車場

駐車場整備地区内等における一定規模以上の建築物に対して、設置や管理等が義務づけられた駐車場。

防災アセスメント調査

大きな地震によって、小牧市がどうなってしまうのか、またどうすれば被害を少なくできるのかを事前に予測し、適切な措置について検討するために行った調査。

【ま行】

水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川などの水辺環境と親しむことができるよう、水と緑を面的かつ線的に関連づけた歩道や緑道等のつながりのこと。

未整備市街地

本計画では、土地区画整理事業等の面的整備が施行されていない市街地をさす。

面的整備

土地区画整理事業など、道路や公園などの公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法。

【や行】

優良農地

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

ユニバーサルデザイン

言語・年齢の差異や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。

立地適正化計画

人口の急激な減少と高齢化に対応するため、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画。

ロードサイド店

幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車交通でのアクセスが主たる集客方法である商業施設。